

岩手県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成30年1月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社ジャパン ケアサービス	東京都豊島区北大 塚一丁目13番15号	東京都品川区東品 川四丁目12番8号	ジャパンケア釜石	釜石市大町一丁目 4番7号 店舗2	平成29年7月1日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者			介護予防支援事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社ジャパン ケアサービス	東京都豊島区北大 塚一丁目13番15号	東京都品川区東品 川四丁目12番8号	ジャパンケア釜石	釜石市大町一丁目 4番7号 店舗2	平成29年7月1日